

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
ガス安全小委員会ガス技術審査ワーキンググループの設置について（案）

令和 7 年 3 月 1 0 日
産 業 構 造 審 議 会
保安・消費生活用製品安全分科会
ガ ス 安 全 小 委 員 会

ガス安全小委員会は産業構造審議会運営規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、ガス事業法のガス工作物に関する特定の事項を調査させるため、以下のとおりワーキンググループを設置する。

1. 設置の趣旨・経緯

ガス事業法ではガスの供給の用に供する工作物の保安の確保を図るため、ガス工作物の技術基準（省令）を定め、当該基準への適合維持義務を課している。当該基準は、新技術の採用や国際規格等を用いることなど、ガス工作物の設計の柔軟性を確保するため、一部を除き、仕様や数値等の基準を示す仕様規定から安全確保のために必要な性能を示す性能規定になっている。

したがって、水素等の新たな技術についても、ガス事業者が自ら性能規定への適合性を示すことで当該基準を満たすことが可能となる。他方で、一部の仕様規定については、当該基準で定める技術を用いる以外には適合性を示すことができない。

そこで、今後増加が見込まれる水素等の新たな技術について機動的に対応するため、国家戦略特区ワーキンググループでの水素に関する規制改革提案（ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革）に関する議論等※も踏まえ、仕様規定で定める技術以外の技術を対象に、安全性等に関する審査を行った上で使用を認める制度（大臣特認制度）の創設の方向性について、第 29 回ガス安全小委員会において審議し、了承された。

※ 「水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設」として、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（令和 5 年 6 月 1 日国家戦略特別区域諮問会議決定）」及び「規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」にも盛り込まれている。

2. 調査審議事項

- ガス工作物の大臣特認の安全性評価等に関する事項（科学的知見に基づいた合理的な判断により、現行の技術基準で担保されているレベルと同等以上の安全性が確保できているかの審査）
- その他、ガス工作物に関する技術的な事項